

(様式 1－3)

矢吹町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	6	事業名	矢吹町 1 区自治会館備品購入事業	事業番号	◆D-20-2-1
交付団体		矢吹町	事業実施主体（直接/間接）	町（直接）	
総交付対象事業費		2,220（千円）	全体事業費	2,220（千円）	
事業概要					
■災害公営住宅備品購入事業					
東日本大震災により、住宅が被災し、自力再建が困難な世帯に向け、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、災害公営住宅を整備することとしている。その住宅整備に合わせて災害公営住宅団地の集会所としても使用する 1 区自治会館において必要な備品を購入し、入居者の利便性向上を図るものである。					
▽事業量					
1 区自治会館の備品購入 一式					
▼位置付け					
矢吹町復興計画 16 頁					
第 5 章目標別事業計画 1 生活再建の支援と社会生活基盤の復旧・復興					
(1) 被災者生活再建の支援 (2)居住環境の整備					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
《平成 27 年度》					
1 区自治会館の再建及び災害公営住宅の整備とあわせて、災害公営住宅団地の集会所（1 区自治会館）の備品購入を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
今回の東日本大震災では、震度 6 弱と今までに経験のない強い地震にみまわれ、全壊 563 件（内非住宅 269 件）大規模半壊 303 件（内非住宅 61 件）半壊 1717 件（内非住宅 372 件）一部損壊 2,258 件（内非住宅 431 件）合計 4,841 件（内非住宅 1,133 件）と甚大な被害を受けました。					
現在も、応急仮設住宅や県借上げ住宅へ避難されている現状を踏まえ、住民の居住を確保することは、町の復興にあたり重要な課題であります。この課題を早期に解消するため、自力再建が困難な生活困窮者等への支援策として、災害公営住宅を建設し、被災者の居住の安定確保を図ります。					
また、震災により町内全域で多くの家屋や商店等の建物が被害を受け、特に中心市街地においては避難路や輸送路として利用された都市計画道路が倒壊した建物等により通行に支障をきたす等甚大な被害があったこともあり、震災以前以上よりも活力ある矢吹町の構築のため、中心市街地を災害公営住宅の立地候補として検討し、復興を目指す取組みとします。					

関連する災害復旧事業の概要
被災者向けに応急仮設住宅 52戸を建設

1区自治会館は、東日本大震災で被災したため、現在、復興まちづくり支援施設として再建を行っている。この施設は災害公営住宅団地の集会所としても使用することになっており、必要な備品を購入することにより、入居者の利便性が向上し、住まいと暮らしの早期復興に資することになるため、本事業を復興まちづくり支援施設整備事業の効果促進事業として実施するものである。